

7月は“国民健康保険”と“後期高齢者”

現在の国民健康保険資格や後期高齢者医療資格は、7月31日(金)で有効期間が満了となりますので、次のとおり、それぞれに対応した書類などを送付します。

これらは、マイナ保険証の利用登録の有無や年齢によって送付されるものが変わりますのでご確認ください。

国民健康保険に加入している方

マイナ保険証の利用登録の有無	送付されるもの	
	70歳未満	70歳以上
登録あり	なにも送付されません	資格情報のお知らせ
登録なし	資格確認書	資格確認書

◆マイナ保険証の利用登録をしている方

- ・マイナ保険証の利用登録をしている70歳未満の被保険者については、すでに昨年の更新時や窓口での資格取得の手続きをした際に、資格情報のお知らせを交付しており、自己負担などの資格情報に変更がないのでなにも送付されません。
- ・70歳以上の被保険者については、8月からの自己負担（2割もしくは3割）の判定結果を通知するため、資格情報のお知らせを送付します。

◆マイナ保険証の利用登録をしていない方など

- ・マイナ保険証の利用登録をしていない被保険者やマイナンバーカードを持っていない被保険者については、有効期限が令和9年7月31日(金)までの資格確認書を送付します。

◆世帯の中で利用登録状況が混在している場合

- ・世帯の中で利用登録をしている方としていない方が混在している場合も、国民健康保険の世帯主の方へまとめて上記に対応したものを送付します。

例) 世帯主A 様あて

世帯主A (70歳)

利用登録あり

→資格情報のお知らせ

世帯員B (70歳)

利用登録なし

→資格確認書

世帯員C (40歳)

利用登録あり

→何も送付されません

※この場合、Aさんの世帯あてにAさんの資格情報のお知らせとBさんの資格確認書が送付されます

そのほか、マイナ保険証の利用登録状況の確認やご不明な点などがございましたら福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ先：福祉課 国民健康保険係 ☎47-4682